第１章　川崎市の概要

ＪＲ川崎駅周辺（川崎区）

1　沿革

川崎市は、山梨県と埼玉県の県境際にある笠取山にその源を発する多摩川の豊かな自然の恵みを受けて発展してきました。

江戸時代には、東海道の宿場町としてにぎわい、川崎大師や六郷（多摩川）の渡し場跡などは今もその名残りを伝えています。

明治22（1889）年4月に市町村制が実施され、現在の川崎市の前身となる川崎町ほか14村が発足しました。

第1次世界大戦を前後して、多摩川の水利と大都市に隣接する地の利により工場建設が相次ぎ、工業都市への道を歩み始めました。

こうしたなかで、大正13（1924）年7月1日、川崎町、大師町、御幸村が合併し、面積22．23km^2、人口約5万人、県下では横浜、横須賀に次ぎ3番目の市として誕生しました。

その後、昭和14（1939）年までに6回にわたる11町村の編入でほぼ現在の市域が形成されました。京浜工業地帯の中枢として発展した工都川崎も太平洋戦争により壊滅的な被害を受けましたが、戦後いち早く生産文化都市建設を目標として復興が図られました。

昭和30年代後半から北西部丘陵地帯は東京のベッドタウンとして急激な宅地開発と人口の増加が続き、昭和47（1972）年4月には、政令指定都市として川崎、幸、中原、高津、多摩の5区による区政が敷かれ、新たなスタートを切りました。

昭和57（1982）年7月には高津区、多摩区の分区により、宮前、麻生の2区が誕生し、平成29（2017）年4月には150万人を超える都市に発展しています。

川崎市観光鳥瞰図（吉田初三郎　作）

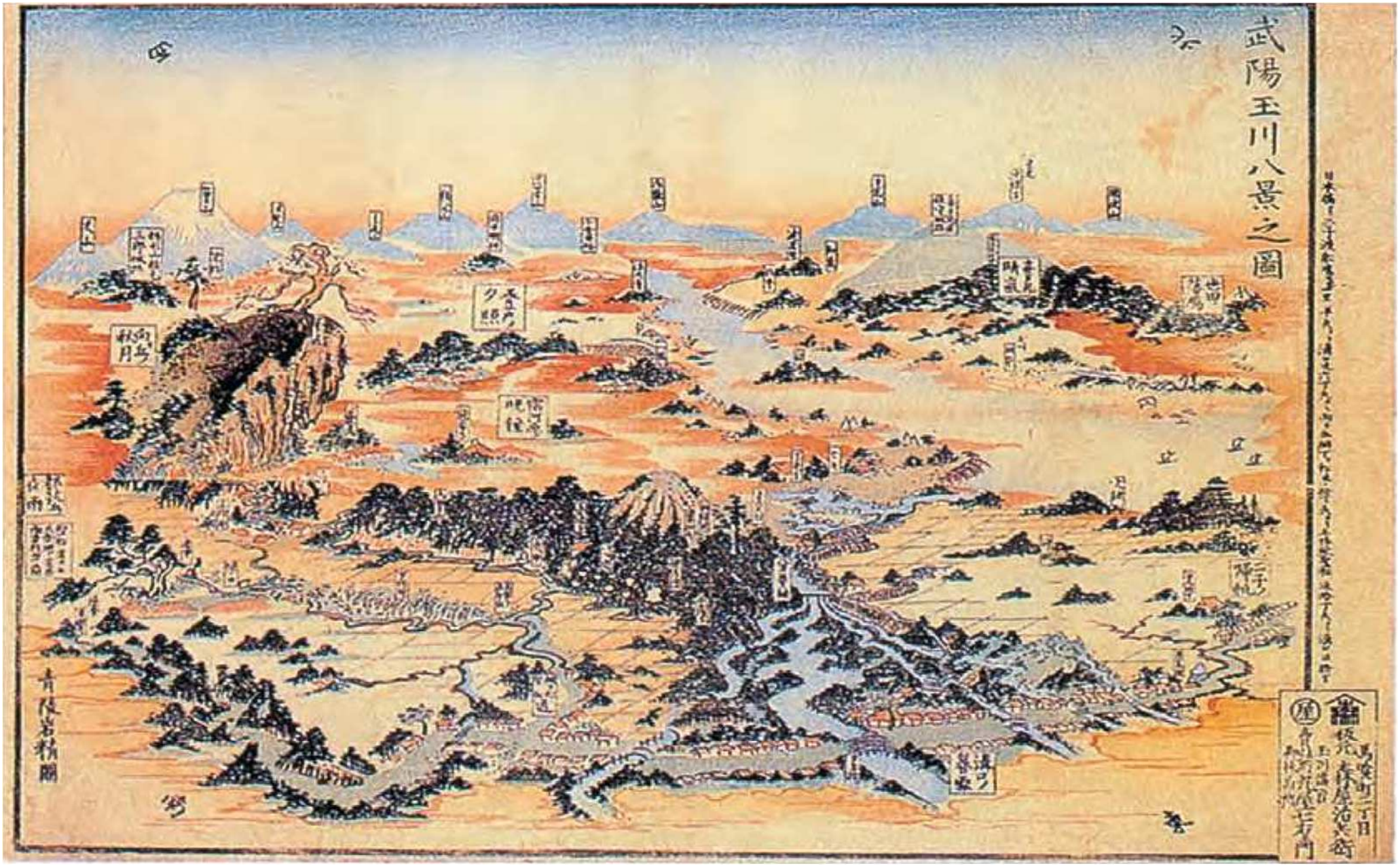

武陽玉川八景の図

市域拡張沿革図

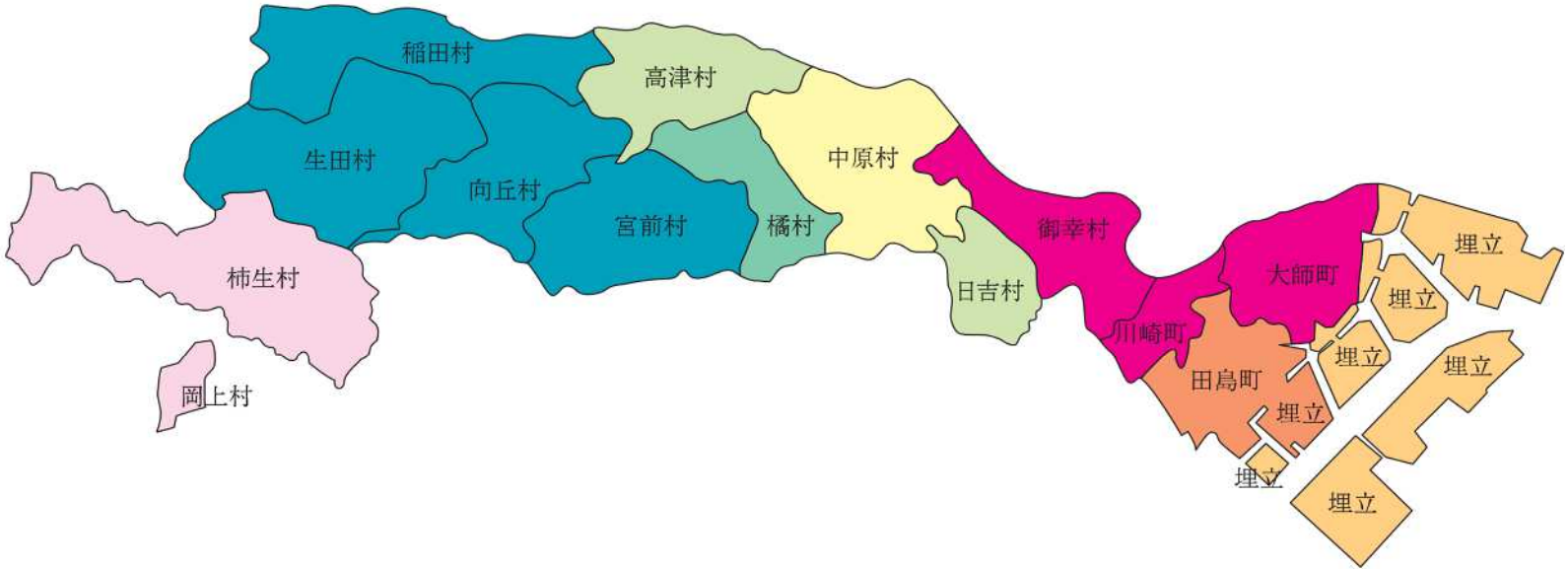

《凡例》

区　　分	年　　月　　日	理　　由	増加面積[㎢]	市域面積[㎢]
	大正13(1924)年 7月1日	橘樹郡川崎町、御幸村、大師町を廃し市政施行	22.23	22.23
	昭和 2(1927)年 4月1日	橘樹郡田島町を編入	10.11	32.34
	昭和 8(1933)年 8月1日	橘樹郡中原町を編入	11.86	44.20
	昭和12(1937)年 4月1日	橘樹郡高津町および日吉村の一部を編入	12.97	57.17
	昭和12(1937)年 6月1日	橘樹郡橘村を編入	6.35	63.52
	昭和13(1938)年10月1日	橘樹郡稲田町、向丘村、宮前村および生田村を編入	47.40	110.92
	昭和14(1939)年 4月1日	都筑郡柿生村および岡上村を編入	17.15	128.07
	昭和 6(1931)年12月10日 ～平成30(2018)年3月1日	埋立地および市境変更	16.28	144.35

昭和40(1965)年の川崎駅前(川崎区)

2　地勢

川崎市は、神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、北部は多摩丘陵地帯をひかえ、南部は東京湾に臨んでいます。

市域は多摩川の上流に向かって次々に拡大されたため、最長距離は南東から北西への延長約33．1km、最短距離は南北に約1．2kmという細長い地形となっています。

また、北西部の一部丘陵地帯を除いて起伏が少なく、最も高いところで153．6m、最も低いところでマイナス0．4mと神奈川県下でも比較的平坦な地域となっています。

なお、令和8（2026）年4月1日現在の市域面積は144．35km^2 です。

川崎臨海部

3　人口

川崎市の人口は、大正13(1924)年の市制施行当時わずか約5万人でしたが、その後、増加の一途をたどり、昭和18(1943)年の人口調査では、戦前の最高を示し約39万人に達しました。しかし、第2次世界大戦の終戦直後には約20万人と減少しました。

戦後の復興が進むに従い、疎開による人口復帰等、人口は急速に増加し、昭和28(1953)年に40万人台、32(1957)年に50万人台、48(1973)年に100万人台となり、平成29(2017)年には150万人、令和6(2024)年4月には155万人を突破し、令和6(2024)年10月1日現在で155万1,788人(男性78万891人、女性77万897人)となっています。

このような人口の増加により、人口密度も急速に増加し、昭和20(1945)年に1km^2 あたり約1,500人、同40(1965)年に約6,300人、令和6(2024)年10月現在で10,750人となっています。

区別人口と世帯数（令和6(2024)年10月１日現在）

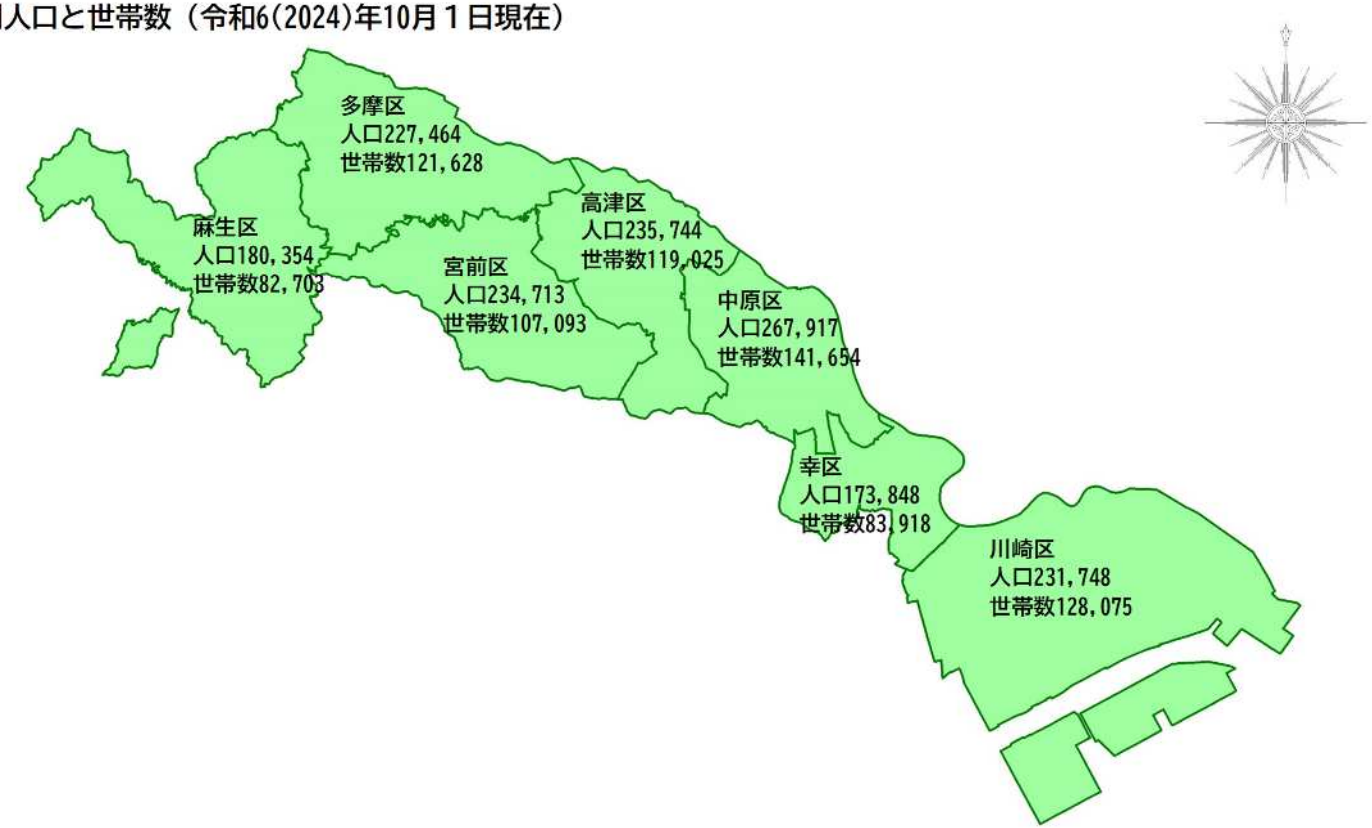

年齢各歳別人口ピラミッド（令和 6(2024)年 10 月 1 日現在）

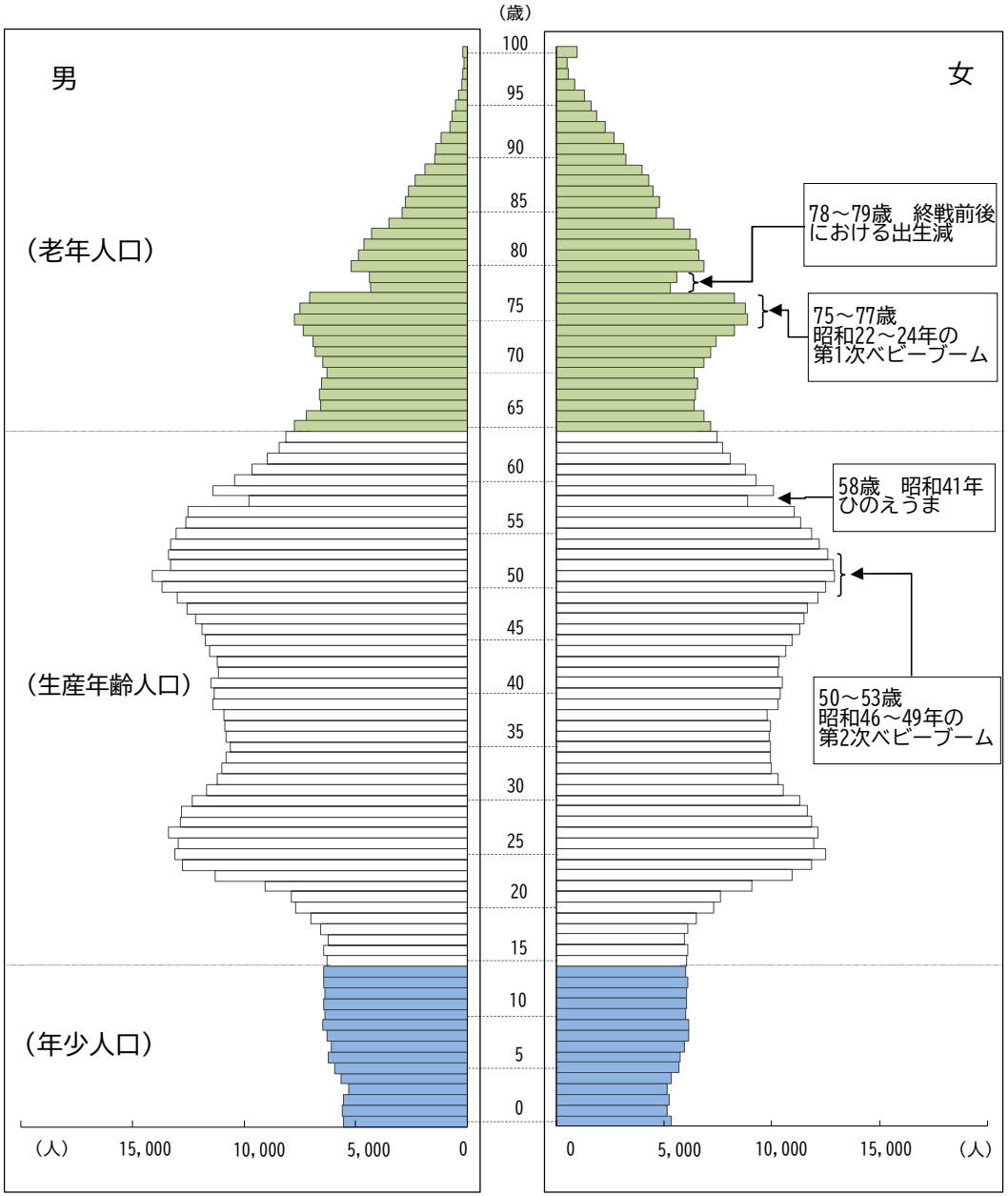

人口・世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

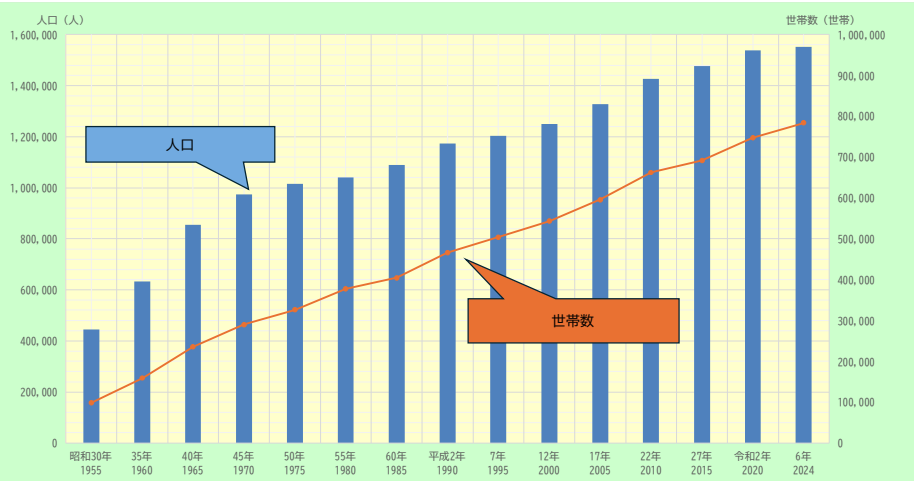

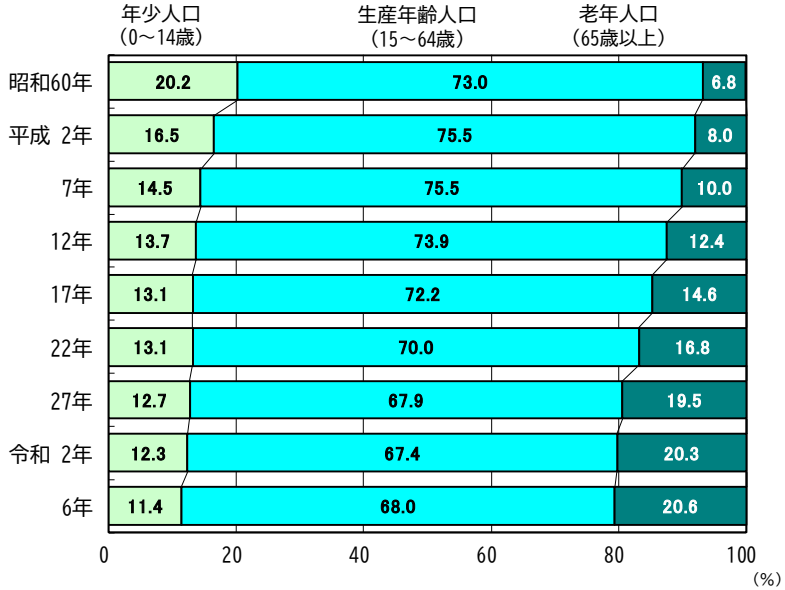

年齢 3 区分別人口割合の推移（各年 10 月 1 日現在）

※単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

（出典・参考：川崎市年齢別人口－令和 6(2024)年 10 月 1 日現在－）